売買基本契約書

本契約書の末尾に記名押印した売主と買主とは、本契約書に記載の通り、売買基本契約を締結したので、その成立の証として、本契約書の原本2通を作成し、各当事者がそれぞれ1通を保管する。

# （売買）

1. 売主と買主は、法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、各々誠実に本契約を履行する。
2. 売主は、買主に対し、本契約期間中、[○○○]（以下「本件商品」）を継続的に売り渡すものとする。
3. 本契約に定めのない事項は、個別契約書の定めるところによるものとする。

# （個別契約）

1. 個別契約は、買主が売主に対して、発注する商品の品目、数量、納期、納入場所、代金等を記載した発注書を送付し、売主がこれに対して発注請書を発行することによって成立する。
2. 買主は、売主に対して適宜請求書を発行し、売主は請求書を受領してから[○]日以内に売買代金の支払いを完了しなければならない。ただし振込手数料、支払手数料等は売主の負担とする。

# （解除権）

1. 売主及び買主は、相手方が本契約に違反した場合、相当期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催告し、その期間内に履行がない場合は、書面による通知により、この契約を解除することができる。ただし期間を経過したときにおける債務の不履行が、取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。
2. 売主及び買主は、相手方において次に掲げる事由のいずれかがあった場合は、相手方に対する書面による通知により、ただちに本契約を解除することができる。
3. 強制執行、仮差押・仮処分又は公租公課の滞納処分を受けたとき
4. 破産・民事再生・会社更生・特別清算等の開始決定があったとき
5. 手形・小切手の不渡り等、支払不能の状態に陥ったとき
6. 任意整理の実行その他、前３号に準ずる信用不安の事実があったとき

# （一般条項）

1. 本契約の契約期間は、[○○○]から[○○○]までとする。
2. 売主及び買主は、相手方からの書面による承諾を得なければ、本契約の当事者としての契約上の地位及び本契約から生ずる権利義務を、第三者に譲渡又は継承させることはできない。
3. 本契約に定めのない事項及び本契約に関して生じた疑義は、売主と買主が誠実に協議の上解決するものとする。

記名押印日：○○○

|  |  |
| --- | --- |
| 売主 | 買主 |
| 所在地：○○○ | 所在地：○○○ |
| 会社名：○○○ | 会社名：○○○ |
| 代表者：○○○ | 代表者：○○○ |
| 自署：○○○ | 自署：○○○ |